

各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課長
山 田 泰 造

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う事務の取扱いについて（通知）

令和 4 年 6 月 1 7 日、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が公布され、また、同日公布された刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号。以下「改正法」という。）によって、別紙のとおり宗教法人法（以下「法」という。）の一部が改正され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることとなりました。

については、これに伴う宗教法人に関する事務については、下記の点に留意の上、取り計らい願います。

記

- 1 改正法の施行により、法第 2 2 条に規定される宗教法人の役員の欠格事由のうち、第 3 号の規定が「禁錮」から「拘禁刑」に改められること。
- 2 改正法の施行後は、現在の禁錮以上の刑に処せられた者と同様に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者については、宗教法人の責任役員等となることができないこと。また、責任役員等への就任後に拘禁刑以上の刑に処せられれば、その資格を失うことになり、当然退任することになること。
- 3 宗教法人の規則において、法第 2 2 条と同様の規定を設けている場合は、本改正に伴い、今後の規則変更の機会等に合わせて当該規定を上記 1 のように改めることを検討いただきたいこと。

（本件担当）
文化庁宗務課法規係
電話：03－5253－4111（内線 2854）
E-mail：syuumu@mext.go.jp

(別紙)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(抜粋)

(令和四年法律第六十八号)

第一編 関係法律の一部改正

第十章 文部科学省関係

(宗教法人法等の一部改正)

第二百十五条 次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十二条第三号

二 略

附 則

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(参考) 刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和五年政令第三百十八号)

内閣は、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)附則第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

刑法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年六月一日とする。

○宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（第二百十五条関係）

改正後	現行
（役員の欠格） 第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮 責任役員となることができない。 一・二（略） 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ るまで又は執行を受けることがなくなるまでの 者	（役員の欠格） 第二十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員又は仮 責任役員となることができない。 一・二（略） 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者